

令和8年度

保健衛生統計

(令和7年度実績)

令和8年6月

福井市 福祉健康部 保健衛生局

健康管理センター

福井市 こども未来部

こども家庭センター

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私を知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目 次

第1	福井市のあらまし・概要	1
第2	福祉健康部・こども未来部の行政機構	6
第3	健康管理センター・こども家庭センター事業	
1	健康づくり及び地区組織活動に関すること	
(1)	「健康ふくふくプラン21」推進事業	8
(2)	健康づくりの組織育成事業	9
2	母子保健に関すること	
(1)	母子保健事業体制	10
(2)	こども家庭センター「ふくっこ」	11
(3)	妊産婦健康診査	12
(4)	新生児聴覚検査	14
(5)	乳児健康診査	14
(6)	幼児健康診査	18
(7)	母子訪問指導事業	23
(8)	教育・相談事業	24
(9)	口腔衛生啓発事業	26
(10)	ふくっこ応援事業	26
3	成人保健に関すること	
(1)	成人保健事業体制	28
(2)	事業体系	29
(3)	特定健康診査以外の健康診査	30
(4)	がん検診	31
(5)	骨粗鬆症検診	35
(6)	歯周病検診・歯科健診	35
(7)	肝炎ウイルス検診	36
(8)	前立腺がん検診	36
(9)	胃がんリスク血液検査	37
(10)	健康手帳	37
(11)	健康教育	37
(12)	主体的な健康づくりの支援	38
(13)	健康相談	39
(14)	訪問指導	39

(15) こころの健康づくり	40
4 感染症予防に関すること	
(1) 定期予防接種事業	41
(2) 風しんの追加的対策	45
(3) 任意予防接種の助成	46
(4) その他の感染症予防に関すること	46
5 その他の事業に関すること	
(1) AED設置に関すること	47
(2) 診療所（美山地区）に関すること	47
(3) 献血推進出張状況	47

第1 福井市のあらまし

(市章)

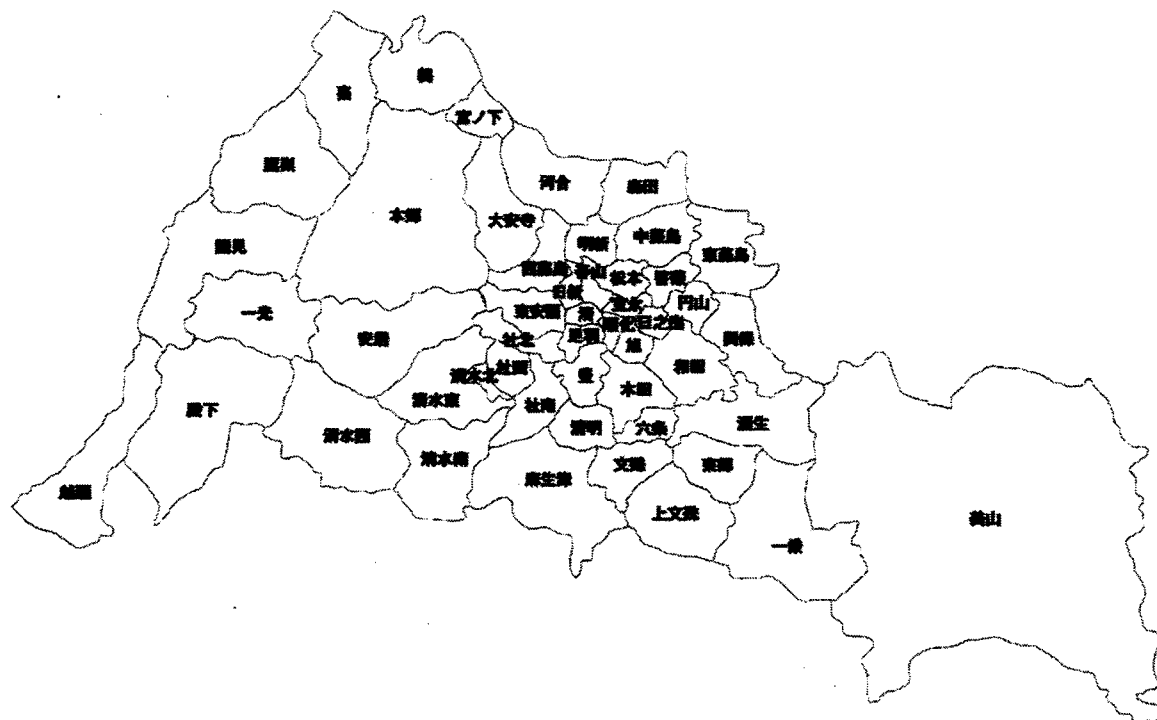


市章の由来

福井城内にあった「福ノ井」の井げたに、
福井の旧称「北ノ庄」の北を組み合わせ、
古きを生かし新しい時代への発展と繁栄
を図案化したものです。

(大正14年9月28日制定)

【福井市の地区名称】



※平成 18 年 2 月 1 日 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町が合併し、新・福井市誕生
(ふくい市政のあらまし平成18年度版による)

令和7年 10 月 1 日現在

面積	周囲	海岸線延長	東西	南北
536.38km ² 市街化区域面積 (46.85km ²)	204,437km	約 52km	約 56km	約 28km

	東 端	西 端	南 端	北 端
経 度	136° 28' 01"	135° 57' 52"	136° 27' 23"	136° 06' 01"
緯 度	35° 55' 17"	35° 59' 51"	35° 55' 13"	36° 10' 22"
地 名	味見河内町	ハツ俣町	味見河内町	白方町

令和7年度版 福井市統計書より

住民基本台帳に基づく人口・世帯

(各年 12 月 31 日時点)

	種別	世帯数	人口(人)			世帯平均 構成人員
			総数	男	女	
令和3年度	福井市	105,796	259,644	125,972	133,672	2.45
	福井県	300,323	767,526	373,792	393,734	2.56
令和4年度	福井市	106,800	257,911	125,186	132,725	2.41
	福井県	301,677	759,724	370,179	389,545	2.52
令和5年度	福井市	107,669	255,936	124,223	131,713	2.38
	福井県	303,660	752,317	366,696	385,621	2.48
令和6年度	福井市	108,623	254,021	123,191	130,830	2.34
	福井県	306,613	746,647	364,175	382,472	2.44
令和7年度	福井市	109,371	252,015	122,268	129,747	2.30
	福井県	308,503	739,341	360,695	378,646	2.40

出典：福井県の住民基本台帳人口

人口の推移

(各年 10 月 1 日時点) (人)

	種別	人口			
		総数	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
令和3年度	福井市	260,507	32,488	147,109	76,091
	福井県	760,209	93,533	422,742	233,283
令和4年度	福井市	258,733	31,717	146,166	76,031
	福井県	752,976	91,386	418,233	232,706
令和5年度	福井市	256,706	30,876	145,080	75,931
	福井県	744,568	88,940	412,845	232,132
令和6年度	福井市	254,333	30,484	147,439	76,410
	福井県	728,040	86,322	409,583	232,135
令和7年度	福井市	252,733	29,139	142,883	75,892
	福井県	731,805	84,033	405,694	231,427

出典：福井県の推計人口(一部年齢不詳があるため総数に一致しない)

表 1 出生数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	出生数	人口千対	出生数	人口千対	出生数	人口千対
令和2年度	1,908	7.3	5,313	6.9	840,835	6.8
令和3年度	1,935	7.4	5,223	6.9	811,622	6.6
令和4年度	1,791	7.0	4,861	6.6	770,759	6.3
令和5年度	1,744	6.9	4,563	6.3	727,277	6.0
令和6年度	1,618	6.5	4,383	6.1	686,173	5.7

出典：人口動態統計

表 2 死亡数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対
令和2年度	2,946	11.2	9,286	12.1	1,372,755	11.1
令和3年度	3,064	11.8	9,721	12.8	1,439,856	11.7
令和4年度	3,311	13.0	10,519	14.2	1,569,050	12.9
令和5年度	3,345	13.3	10,426	14.3	1,575,936	13.0
令和6年度	3,368	13.5	10,510	14.6	1,605,378	13.3

出典：人口動態統計

表3 乳児死亡数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対
令和2年度	9	4.7	24	4.5	1,512	1.8
令和3年度	3	1.6	6	1.1	1,399	1.7
令和4年度	4	2.2	9	1.9	1,356	1.8
令和5年度	6	3.4	11	2.4	1,599	1.8
令和6年度	2	1.2	3	0.7	1,266	1.8

出典：人口動態統計

表4 新生児死亡数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対
令和2年度	5	2.6	14	2.6	704	0.8
令和3年度	2	1.0	4	0.8	658	0.8
令和4年度	1	0.6	4	0.8	609	0.8
令和5年度	3	1.7	5	1.1	460	0.8
令和6年度	1	0.6	2	0.5	637	0.9

出典：人口動態統計

表5 死産数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死産数	出産千対	死産数	出産千対	死産数	出産千対
令和2年度	40	20.5	93	17.2	17,278	20.1
令和3年度	45	22.7	103	19.3	16,277	19.7
令和4年度	45	24.5	90	18.2	15,179	19.3
令和5年度	37	21.2	103	22.1	15,532	20.9
令和6年度	35	21.2	95	21.2	15,323	21.8

出典：人口動態統計

表6 周産期死亡数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出産千対	死亡数	出産千対	死亡数	出産千対
令和2年度	9	4.7	22	4.1	2,664	3.2
令和3年度	4	2.1	17	3.2	2,741	3.4
令和4年度	5	2.8	14	2.9	2,527	3.3
令和5年度	8	4.6	21	4.6	2,403	3.3
令和6年度	5	3.1	10	2.3	2,285	3.3

出典：人口動態統計

表7 婚姻数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対
令和2年度	1,165	4.4	3,029	3.9	525,507	4.3
令和3年度	1,078	4.1	2,821	3.7	501,138	4.1
令和4年度	1,099	4.3	2,815	3.8	504,930	4.1
令和5年度	982	3.9	2,620	3.6	474,717	3.9
令和6年度	969	3.9	2,584	3.6	485,092	4.0

出典：人口動態統計

表8 離婚数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対
令和2年度	376	1.4	1,052	1.4	193,253	1.6
令和3年度	384	1.5	1,018	1.3	184,384	1.5
令和4年度	314	1.2	850	1.2	179,099	1.5
令和5年度	349	1.4	942	1.3	183,808	1.5
令和6年度	345	1.4	913	1.3	185,904	1.6

出典：人口動態統計

表9 合計特殊出生率・高齢化率

(%)

	合計特殊出生率			高齢化率		
	福井市	福井県	全国	福井市	福井県	全国
令和2年度	1.50	1.56	1.34	29.1	30.1	28.8
令和3年度	1.56	1.57	1.30	29.4	31.1	28.9
令和4年度	1.48	1.50	1.26	29.9	31.3	29.0
令和5年度	1.48	1.46	1.20	29.5	30.7	28.6
令和6年度	1.41	1.46	1.15	30.4	31.9	29.3

出典：高齢化率の出典：福井県における高齢者・国民健康保険・後期高齢者医療の統計資料

表10 市内死因別死亡数及び率（人口10万対）（令和6年）

(人)

		福井市	福井県	全国
人口		249,966	721,946	120,296,000
総死亡	死亡数	3,368	10,510	1,605,378
	人口10万対	1,347.4	1,455.8	1,334.5
悪性新生物	死亡数	759	2,343	384,111
	人口10万対	303.6	324.5	319.3
心疾患	死亡数	450	1,535	226,388
	人口10万対	180.0	212.6	188.2
肺炎	死亡数	203	621	80,176
	人口10万対	81.2	86.0	66.6
脳血管疾患	死亡数	218	673	102,821
	人口10万対	87.2	93.2	85.5

		福井市	福井県	全国
老衰	死亡数	397	1,321	206,887
	人口10万対	158.8	183.0	172.0
不慮の事故	死亡数	120	371	45,743
	人口10万対	48.0	51.4	38.0
腎不全	死亡数	67	201	29,665
	人口10万対	26.8	27.8	24.7
自殺	死亡数	40	103	19,608
	人口10万対	16.0	14.3	16.3
大動脈瘤 及び解離	死亡数	40	117	20,427
	人口10万対	16.0	16.2	17.0
肝疾患	死亡数	43	119	18,858
	人口10万対	17.2	16.5	15.7
慢性閉塞性 肺疾患	死亡数	27	90	16,629
	人口10万対	10.8	12.5	13.8
糖尿病	死亡数	36	103	14,959
	人口10万対	14.4	14.3	12.4
その他	死亡数	968	2,913	439,106
	人口10万対	387.3	403.5	365.0

※ 県および市の諸率は健康管理センターにて算出した。((死亡数/人口)*100,000)

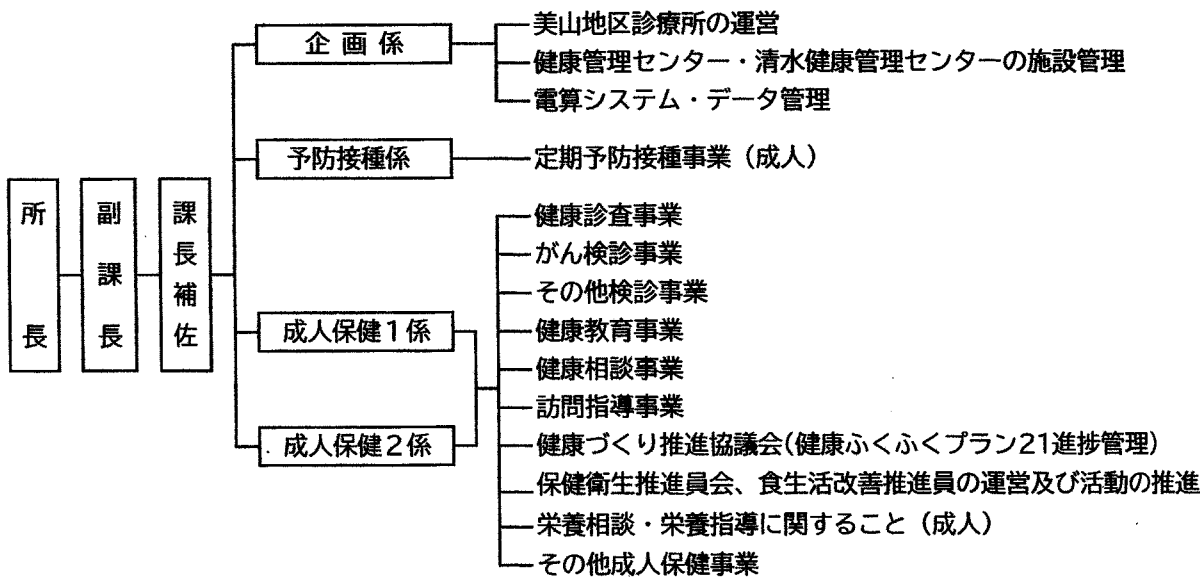
第2 福祉健康部・こども未来部の行政機構

1－（1）福祉健康部の行政機構

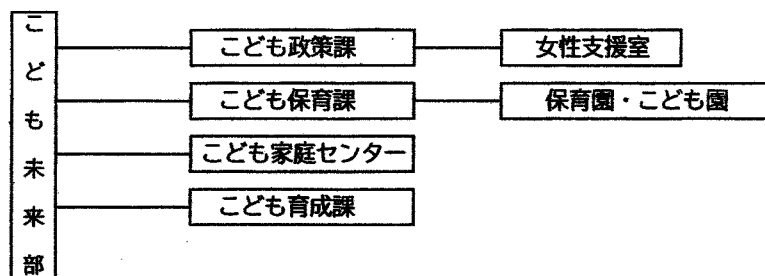
令和8年4月1日現在



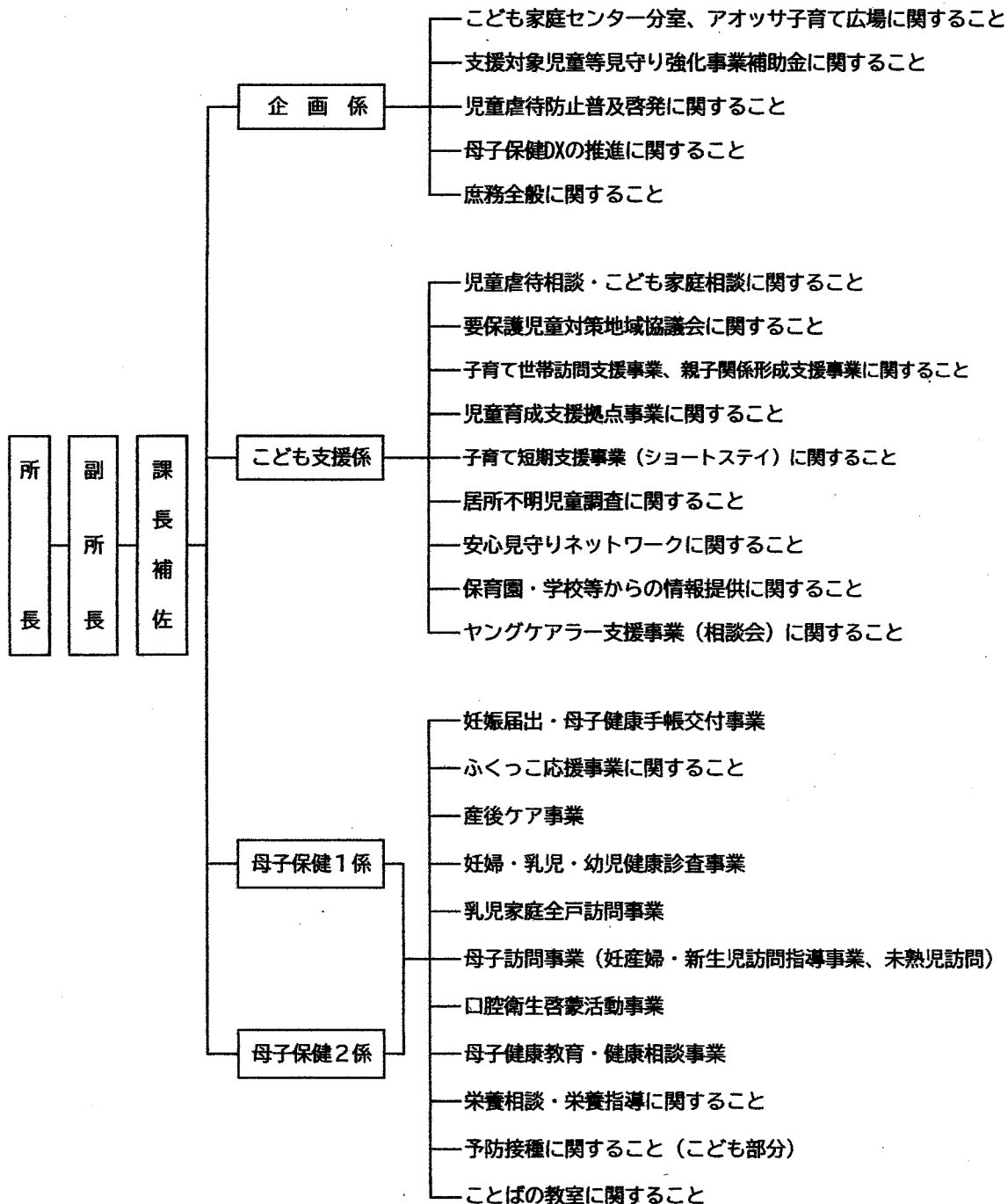
1－（2）健康管理センターの組織と主な事務分掌



2- (1) こども未来部の行政機構



2- (2) こども家庭センターの組織と主な事務分掌



第3 健康管理センター・こども家庭センター事業

1 健康づくり及び地区組織活動に関すること

(1) 「健康ふくふくプラン21」推進事業

「健康ふくふくプラン21」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく本市の第3次健康増進計画で、令和6年3月に策定しました。本計画は、健康で幸せに暮らせる社会を実現するため、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を送るとともに社会全体が協働して健康づくりの環境を整えることを目指しています。

「健康ふくふくプラン21(第3次福井市健康増進計画)」の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

※第5次元気な福井の健康づくり応援計画(県)と同じ計画期間としている。

(2) 基本理念

すべての市民が生涯にわたり、心も体も健やかで幸せなまち“ふくい”

(3) 基本方針

- ① 健康的な生活習慣の推進と定着
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ③ 自然に健康になれる環境づくりの整備
- ④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

(4) 第3次「健康ふくふくプラン21」の取組

基本方針を達成するために、「身体活動・運動」、「栄養・食生活」、「こころの健康」、「歯・口腔の健康」、「たばこ・アルコール」、「健康管理」の6分野で目標を設定し健康づくりに関わる様々な施策を推進します。

分 野	目 標
身体活動・運動	・今より10分多く体を動かそう。 ・自分ができる運動を見つけ、体を動かす楽しさを知ろう。
栄養・食生活	・主食、主菜、副菜がそろったバランスの良い食事を心がけよう。 ・今より毎日1皿多く野菜を食べ、減塩を心がけよう。
こころの健康	・睡眠による休養を十分とろう。 ・ストレスと上手に付き合おう。
歯・口腔の健康	・定期的に歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防しよう。
たばこ・アルコール	・望まない受動喫煙を防止しよう。 ・妊娠中の喫煙・飲酒はやめよう。 ・飲酒をする際は節度ある飲酒を心がけよう。
健康管理	・生活習慣病とがんを予防するために、健康的な生活習慣を身につけよう。 ・定期的に健康診査やがん検診を受けよう。

【推進体制】福井市健康づくり推進協議会を構成する、保健・医療・教育・職域・関係行政機関・学識経験者・市民代表が連携し、本計画に掲げる健康づくり施策を実践します。
(年1回開催)

表1 健康フェア(「健康ふくふくプラン21」推進事業)

(人)

3年度	5	健康フェア 2021 展示イベント 「～コロナ禍の今こそ！健康力アップ～」	福井市役所 本館 1 階市民ホール	—
	1	健康フェア 2021 体験イベント 「～コロナ禍の今こそ！健康力アップ～」	ショッピングシティ ベル 1階北コート	326
4年度	—	休止	—	—
5年度	1	令和5年度健康フェア 「きっかけは、健康フェア」	清水健康管理センター	359
6年度	1	令和6年度健康フェア 「きっかけは、健康フェア」	ショッピングシティ ベルあじさいホール	464
7年度	1	令和7年度健康フェア 「きっかけは、健康フェア」	ショッピングシティ ベルあじさいホール 1F 北地域情報センター	496

(2)健康づくりの組織育成事業

市民一人ひとりの自主的な健康づくりを推進するため、市内全地区に保健衛生推進員を委嘱し、地域における健康づくり活動等を支援しています。

福井市食生活改善推進員は、食育の推進と食生活の改善、伝承料理の普及啓発を担う地域のボランティア団体として活動を行っています。

表2 保健衛生推進員活動

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
保健衛生推進員数(人)	742	719	715	712	712
保健衛生推進員活動件数(件)	29,200	23,874	28,766	34,077	35,844
保健衛生推進員自主活動(件)	42	161	475	604	738
他団体協力活動(件)	1,450	1,744	2,069	2,345	2,563

※ 令和4年度、6年度は委嘱年(任期2年、ただし再任を妨げない)

2 母子保健に関すること

(1)母子保健事業体制

母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進のため、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、必要な保健指導を行うため、母子保健に関する健康教室や健康相談を実施しています。

	思春期 結婚	妊娠	出産	1歳	3歳	4歳	6歳
健康診査等		●妊婦健康診査 ●産婦健康診査		●新生児聴覚検査 ●1か月児健康診査 ●4か月児健康診査 ●10か月児健康診査	●1歳6か月児健康診査	●3歳児健康診査	
健康教育・健康相談等		●妊娠の届出「ふくっこ」 ●母子健康手帳の交付 ●プレママ教室 ●妊産婦、新生児訪問指導及び未熟児訪問指導	●低体重児の届出 ●産後ケア事業 ●助産師ママくらぶ ●助産師相談	●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ●乳幼児保健相談 ●乳幼児訪問指導	●親と子の遊びの教室(きらきら教室) ●幼児相談会・発達相談会	●口腔衛生啓発活動事業 (0歳からの歯みがき教室、1歳6か月児、3歳児健診時の個別相談) ●離乳食教室(5か月児・7か月児) ●にこにこ相談会	●こども家庭センター教室 ●地区健康教室

(2)こども家庭センター「ふくっこ」

子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援が必要な母子を早期に把握し、専門職による相談体制の充実を図り、保健・福祉・医療等の関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行っています。

ア 母子健康手帳の交付

母子保健法第15条および第16条に基づき、妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付しています。母子健康手帳には、妊娠中の経過、出産時の状況、乳幼児の発育状況などが記録され、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一つの手帳で管理できるという重要な意義があります。

表3 母子健康手帳の交付

(冊)

	3年度	再掲		4年度	再掲		5年度	再掲		6年度	再掲		7年度	再掲	
		転入	外国語		転入	外国語		転入	外国語		転入	外国語		転入	外国語
市健康管理センター	1,713	109	20	1,766	103	34	1,723	92	24	1,650	87	23	1,642	111	29
清水健康管理センター	165	5	2	50	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,878	114	22	1,816	105	34	1,723	92	24	1,650	87	23	1,642	111	29

※ 令和5年より、市健康管理センターのみでの交付に変更した

表4 妊娠届出週数

(人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
満11週以内	1,788	1,701	1,628	1,561	1,546
満12週～19週	72	103	88	80	84
満20週～27週	9	9	3	6	9
満28週～分娩まで	2	2	2	2	3
分娩後	2	1	1	1	0
不詳	5	0	1	0	0
合計	1,878	1,816	1,723	1,650	1,642

イ 低体重児の届出数

母子保健法第18条において、体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は速やかに市に届けなければならないとされています。母子健康手帳に添付する出生連絡票に保護者が出生体重を記載し、健康管理センターに郵送することにより、低出生体重児の届出としています。

表5 低出生体重児の届出数

(人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
届出数	111	121	126	131	82

※ 平成25年度から低体重児の届出が母子保健法の改正により、福井県から福井市へ移譲

ウ 産後ケア事業

母子保健法第17条の2に基づき、出産後一年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型）を実施しています。

表6 産後ケア事業 (人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
通所型	利用人数(実)	6人	2人	3人	13人	61人
	利用日数(延)	15日	2日	7日	27日	99日
訪問型	利用人数(実)	5人	5人	8人	12人	418人
	利用回数(延)	13回	7回	17回	24回	842回
宿泊型	利用人数(実)	2人	6人	6人	12人	49人
	利用泊数(延)	7泊	18泊	15泊	24泊	99泊

(3)妊産婦健康診査

ア 妊婦一般健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康診査を行うことにより妊娠時の疾病や異常の早期発見、早期治療を促進するとともに、妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保するとともに、少子化対策を担っています。

表7 妊婦一般健康診査 (人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
延受診者数		23,022	21,751	20,508	19,597	19,106	
判定	異常なし	20,417	19,344	18,163	17,154	16,801	
	要経過観察	1,357	1,363	1,532	1,364	1,113	
	要精検	19	24	31	35	43	
	要治療	1,072	1,018	782	1,044	1,149	
診察所見	ケトン体(+)以上	758	625	611	447	655	
	Hb11.0g/dl 以下	1,228	997	1,218	814	1,166	
	梅毒血清反応検査(+)	3	5	9	3	1	
	HBs抗原検査(+)	0	1	2	2	1	
	超音波検査異常あり	71	54	46	41	38	
疾病および異常	実異常者数		1,178	1,176	1,300	1,131	1,129
	率(%)		3.9	4.1	6.3	5.8	5.9
	内訳	貧血	1,064	1,097	1,006	643	1,097
		妊娠高血圧症候群	13	17	26	22	23
		切迫流産	334	308	188	101	163
		糖尿病(尿糖を含む)	503	493	547	347	408
		重症悪阻	98	106	76	81	122
		その他	618	540	649	427	644

※ 県外で受診した妊婦健診の一部に健診結果が未記入のものもある

表8 妊婦健康診査受診票別受診状況

(人)

		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
		受診者数	受診率 (%)	受診者数	受診率 (%)	受診者数	受診率 (%)	受診者数	受診率 (%)	受診者数	受診率 (%)
対象数		1,878	—	1,816	—	1,723	—	1,650	—	1,642	—
延受診者数		23,022	87.3	21,751	85.6	20,508	85.0	19,597	84.9	19,106	83.1
妊婦一般健康診査受診者数(延)	1回	1,853	98.5	1,825	100.5	1,707	99.1	1,646	99.8	1,602	97.6
	2回	1,842	98.0	1,799	99.1	1,678	97.4	1,634	99.0	1,582	96.3
	3回	1,850	98.4	1,794	98.8	1,692	98.2	1,605	97.3	1,574	95.9
	4回	1,832	97.4	1,795	99.8	1,684	97.7	1,597	96.8	1,576	96.0
	5回	1,832	97.4	1,799	99.1	1,664	96.6	1,590	96.4	1,581	96.3
	6回	1,806	96.0	1,707	94.0	1,605	93.2	1,545	93.6	1,502	91.5
	7回	1,842	98.0	1,783	98.1	1,672	97.0	1,576	95.5	1,563	95.2
	8回	1,844	98.1	1,745	96.1	1,654	96.0	1,570	95.2	1,524	92.8
	9回	1,819	96.6	1,694	93.3	1,603	93.0	1,547	93.8	1,482	90.3
	10回	1,743	92.5	1,623	89.4	1,531	88.9	1,473	89.3	1,400	85.3
	11回	1,656	87.9	1,527	84.1	1,443	83.7	1,364	82.7	1,359	82.8
	12回	1,415	75.1	1,270	70.0	1,200	69.6	1,165	70.6	1,121	68.3
	13回	1,074	56.9	893	49.2	878	51.0	840	50.9	797	48.5
	14回	614	32.5	497	27.4	497	28.8	445	27.0	443	27.0
	計	23,022	87.3	21,751	85.6	20,508	85.0	19,597	84.9	19,106	83.1
初期血液検査		1,849	98.4	1,810	99.7	1,691	98.1	1,635	99.1	1,587	96.7
子宮頸がん検診		1,839	89.0	1,792	98.7	1,676	97.3	1,626	98.5	1,569	95.6
HTLV-1		1,828	97.2	1,749	96.3	1,668	96.8	1,633	99.0	1,555	94.7
クラミジア		1,823	97.0	1,744	96.0	1,677	97.3	1,587	96.2	1,536	93.5
県外受診者(実)		111	—	106	—	89	—	87	—	87	—
県外受診者(延)		516	—	461	—	453	—	435	—	452	—

妊婦健診の公費負担拡充の経緯

- ・ 平成9年度より全妊婦に対し妊婦一般健康診査3回分の受診票を交付し、健診費用を助成。
- ・ 平成17年度より全妊婦に対し妊婦一般健康診査5回分の受診票を交付し、健診費用を助成。
- ・ 平成18年度より第3子以降の妊婦に対し妊婦一般健康診査14回分の受診票を交付し健診費用を助成。(県ふくい3人っこ応援プロジェクト)
- ・ 平成20年度より第1、2子の妊婦に対し妊婦一般健康診査7回分の受診票を交付し、健診費用を助成。(市単独)
- ・ 平成21年1月27日より、全妊婦に対し妊婦一般健康診査14回分の受診票を交付し、健診費用を助成。さらに、初期血液検査1回分と子宮頸がん検診1回分の助成が追加となる。県外受診者の還付も開始する。
- ・ 平成22年10月6日より、HTLV-1抗体検査が標準的な検査項目に追加となる。
(平成22年10月6日付厚生労働省通知「妊婦健診の実施について」の一部改正)
- ・ 平成23年4月1日より、性器クラミジア検査が標準的な検査項目に追加となる。
(平成23年3月9日付厚生労働省通知「妊婦健診の実施について」の一部改正)
- ・ 令和4年4月1日より、多胎の妊婦に対し妊婦一般健康診査19回分の受診券を交付し、健診費用を助成。

イ 産婦健康診査

母子保健法第 13 条及び、令和5年6月30日付こ成母第36号「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援体制を整備しています。

表9 産婦健康診査受診状況

		6年度	7年度
対象者数(人)		1,481	1,550
受診者数(人)		1,457	1,528
受診率(%)		98.4	98.6
指導区分(人)	異常なし	1,393	1,432
	要指導	19	40
	要治療	1	8
	要経過観察	42	46
	要精密検査	0	1
	治療中	2	1

(4)新生児聴覚検査

母子保健法 12 条・13 条及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「新生児聴覚検査の実施について」(平成 29 年 12 月 28 日改正)に基づき、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後間もなく産科医療機関で実施しています。

表10 初回検査結果

(人)

		令和4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数		1,788	1,726	1,624	1,563
受検者数		1,737	1,693	1,597	1,526
受検結果	パス	1,719	1,668	1,572	1,489
	リファア	18	25	25	37
	結果不明	0	0	0	0
実施率(%)		97.1	98.0	98.3	97.6

※ 令和4年度から4月1日以降に出生した児を対象に公費助成を開始

(5)乳児健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、1 か月・4 か月・10 か月児健康診査を実施しています。身体計測、問診、診察等。医療機関からの連絡の他、受診票の記載内容から、母の精神面の気がかりさや育児・離乳食に関する相談の記載がある等のケースについて、地区担当保健師や栄養士が電話・訪問などで対応しています。

ア 1か月児健康診査

(ア)対 象 者:1 か月児健診:満 1 か月を超え満 3 か月に達していない乳児

(イ)実施形態:個別方式(県内の医療機関で受診)

※1か月児健診は産科医療機関で受診

※1か月児健診のみ、県外で受けた場合の費用を還付している

表11 1か月児健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)		1,906	1,782	1,749	1,633	1,567
受診者数 (B)		1,883	1,756	1,704	1,601	1,529
受診率(%) (B)/(A)		98.8	98.5	97.4	98.0	97.6
(再掲)県外受診者数		95	79	64	70	52
指導 区分	異常なし	1,647	1,579	1,514	1,380	1,299
	要指導	16	14	22	22	21
	要精密健診	25	37	30	38	39
	要治療	73	47	46	54	51
	要経過観察	122	79	92	107	119
疾病及び異常(1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)	439	345	321	221	230
	率(%) (C)/(B)	23.3	19.7	18.8	13.8	15.0
	総数	491	383	366	428	536
	栄養・ 発育の 異常	やせ	16	23	25	28
		肥満	0	1	5	1
		その他	5	8	5	5
	形態 異常	大頭・小頭	0	2	1	0
		口唇口蓋裂	4	3	6	3
		斜頸	2	0	2	1
		ヘルニア	31	23	21	26
		停留睾丸	0	0	1	0
		外・内反足	0	1	0	1
		その他	36	21	34	10
	皮膚の異常		264	192	161	180
	胸 腹 部 の 異 常	心疾患	47	45	37	35
		呼吸器系疾患	1	0	1	3
		消化器系疾患	2	1	2	6
		造血器系疾患	8	2	1	6
		内分泌系疾患	0	0	0	0
		泌尿器系疾患	3	5	4	14
	耳鼻の異常		2	1	0	3
	眼の異常		0	3	0	0
	筋緊張の異常		4	2	3	1
	発達の異常		3	2	2	1
	開排泄制限		5	10	6	11
	その他		58	38	49	84
						73

※ 受診者に県外で受診し、受診費用の助成をした者を含む

イ 4か月児健康診査

(ア) 対 象 者:満 4 か月を超え満 7 か月に達しない乳児

(イ) 実施形態:個別方式(県内の医療機関で受診)指定医療機関で受診

(市内 38 か所 4 月 1 日時点)

表12 4か月児健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)		1,914	1,820	1,651	1,649	1,578
受診者数 (B)		1,890	1,798	1,644	1,636	1,571
受診率(%) (B)/(A)		98.7	98.8	99.6	99.2	99.6
指導区分	異常なし	1,664	1,559	1,425	1,399	1,354
	要指導	30	38	27	18	12
	要精密健診	23	28	20	33	26
	要治療	75	90	66	80	60
	要経過観察	98	83	106	106	119
疾病および異常 (1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)	332	360	294	237	217
	率(%) (C)/(B)	17.6	20.0	13.1	14.5	13.8
	総数	389	416	354	481	411
	栄養・ 発育の 異常	やせ	24	29	16	12
		肥満	10	9	8	4
		その他	14	22	1	10
	形態異常	大頭・小頭	0	5	0	0
		口唇口蓋裂	4	3	3	2
		斜頸	0	1	5	3
		ヘルニア	9	7	16	12
		停留睪丸	5	1	5	5
		外・内反足	0	0	0	2
		その他	14	13	15	31
	皮膚の異常		172	198	144	174
	胸腹部の異常	心疾患	13	17	22	15
		呼吸器系疾患	2	2	1	3
		消化器系疾患	0	0	1	6
		造血器系疾患	0	3	1	2
		内分泌系疾患	0	0	0	0
		泌尿器系疾患	3	9	1	4
	耳鼻の異常		5	6	3	6
	眼の異常		6	6	10	11
	筋緊張の異常		11	6	11	11
	発達の異常		33	29	39	53
	開排制限		12	16	15	22
	その他		52	39	37	3
						81

ウ 10か月児健康診査

(ア) 対象者:満 10 か月を超え満 1 歳 1 か月に達しない乳児

(イ) 実施形態:個別方式(県内の医療機関で受診)指定医療機関で受診
(市内 38 か所 4 月 1 日時点)

表13 10か月児健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)		1,836	1,874	1,711	1,693	1,590
受診者数 (B)		1,787	1,836	1,691	1,643	1,578
受診率(%) (B)/(A)		97.3	98.0	98.8	97.0	99.2
指導区分	異常なし	1,574	1,604	1,498	1,404	1,334
	要指導	18	26	10	14	5
	要精密健診	20	16	12	20	18
	要治療	61	56	48	53	54
	要経過観察	114	134	123	152	167
疾病及び異常(1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)	284	324	270	239	244
	率(%) (C)/(B)	15.9	17.6	16	14.5	15.5
	総数	343	389	333	406	429
	栄養・ 発育の 異常	やせ	26	51	29	30
		肥満	7	8	10	25
		その他	13	33	15	2
	形態異常	大頭・小頭	4	10	7	3
		口唇口蓋裂	0	1	2	4
		斜頸	0	0	0	0
		ヘルニア	3	3	3	8
		停留睪丸	8	12	6	9
		外・内反足	0	1	0	1
		その他	13	12	8	10
	皮膚の異常		112	118	102	86
	胸腹部の異常	心疾患	12	7	9	17
		呼吸器系疾患	0	1	3	1
		消化器系疾患	0	1	0	2
		造血器系疾患	2	2	0	1
		内分泌系疾患	0	0	0	0
		泌尿器系疾患	1	5	0	3
	耳鼻の異常		5	3	2	4
	眼の異常		10	6	5	14
	筋緊張の異常		14	17	8	15
	発達の異常		58	56	77	98
	開排制限		0	0	0	1
	その他		55	42	47	72

(6) 幼児健康診査

ア 1歳6か月児健康診査

母子保健法第 12 条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、1 歳 6 か月児健康診査を実施しています。

- (ア) 対象者：満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達していない幼児
- (イ) 実施形態：集団方式 市健康管理センター 月 3 回
- (ウ) 健診内容：問診、身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談
- (エ) スタッフ：医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士
- (オ) フォロー状況：児の精神発達面や母の精神面・養育状況の気付きがある等のケースには、幼児相談会、発達相談会、親子の遊びの教室(きらきら教室)の紹介、地区担当保健師や栄養士による電話・訪問などを実施しています。

表14 1歳6か月児健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)		1,961	1,870	1,858	1,774	1,672
受診者数 (B)		1,894	1,798	1,797	1,723	1,630
受診率(%) (B)/(A)		96.6	96.1	96.7	97.1	97.4
指導 区分	異常なし	1,310	1,351	1,313	1,267	1,108
	要指導	108	76	67	75	65
	要精密健診	37	48	42	48	53
	要治療	58	86	84	95	173
	要訪問	381	237	291	238	231
疾病および異常(要経過観察含む：1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)	577	447	481	456	522
	率(%) (C)/(B)	30.5	24.9	26.8	26.5	32.0
	総数	827	650	688	698	871
	栄養・ 発育の 異常	やせ	12	12	7	24
		肥満	10	20	23	38
		その他	6	4	16	6
	形態 異常	大頭・小頭	1	1	1	4
		口唇口蓋裂	1	1	3	3
		O・X脚	5	4	3	3
		ヘルニア	7	4	2	7
		停留睾丸	10	12	11	7
		外・内反足	0	3	2	3
		その他	13	14	12	14
	皮膚の 異常	湿疹	10	10	11	24
		アトピー性皮膚炎	12	12	5	7
		その他	16	35	19	25
	胸腹部 異常	心疾患	20	17	16	22
		呼吸器系疾患	2	3	1	6

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
疾病および異常（要経過観察含む：1人2種以上を含む）		消化器系疾患	0	0	0	3	3
		造血器系疾患	1	0	1	5	1
		内分泌系疾患	0	2	3	3	3
		泌尿器系疾患	2	3	4	4	2
	耳鼻の異常		8	13	7	10	12
	眼の異常		10	12	19	12	14
	筋緊張の異常		4	6	2	2	6
	発達の異常	未歩行	15	13	25	22	36
		多動	114	54	81	75	89
		その他	179	111	123	111	189
	言葉の異常	言葉遅れ	271	250	231	203	238
		その他	7	2	12	10	21
	その他	てんかん	1	1	1	0	2
		ダウン症候群	0	3	1	1	7
		気になる行動	21	3	5	1	6
		育児の心配	10	2	9	5	8
		養育について	59	23	23	33	27
		その他	0	0	6	10	22

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度3月の健診を延期し令和2年度に実施

表15 1歳6か月児歯科健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
健診該当者数(A)		1,961	1,870	1,858	1,774	1,672
歯科受診者数(B)		1,894	1,798	1,796	1,722	1,630
受診率(%) (B)/(A)		96.6	96.1	96.7	97.1	97.5
判定	正常	1,830	1,758	1,767	1,709	1,617
	要指導	55	23	12	4	0
	要治療	9	16	16	8	8
	要精検	0	1	1	0	0
	不明	0	0	0	1	0
虫歯のある幼児数(C)		9	16	15	8	6
同率(%) (C)/(B)		0.5	0.9	0.8	0.5	0.4
1人当たりの虫歯の数		2.6	2.6	1.8	2.6	2.2
その他の所見	反対咬合	78	67	66	58	56
	上顎前突	19	26	20	16	10
	口唇口蓋裂	0	1	2	2	2
	開咬	9	9	10	11	12

イ 1歳6か月児精密健康診査

- (ア) 対象者: 1歳6か月児健康診査を受診した幼児のうち、身体面又は精神発達面について、医療機関で専門的な診察を受けることが適当と思われ、かつ精密健康診査を受診することに保護者等の同意のある幼児
- (イ) 実施形態: 個別方式 保護者等が希望する医療機関
- (ロ) 受診票配付方法: 1歳6か月児健康診査時に配付
- (エ) 健診内容: 疾病や異常の状況により、専門医師が必要と判断した検査
- (オ) スタッフ: 保護者が希望する医療機関の専門医師及びその他従事者
- (カ) 自己負担額: 初回受診分のみ無料
- (キ) フォロー状況: 未受診者に対し、電話・通知などで受診勧奨

表16 1歳6か月児精密健康診査

(件)

区 分		3年度			4年度			5年度			6年度			7年度		
		異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療
受診者延件数		30			29			37			38			40		
検査内容	行動発達															
	言語発達	0	10	3	1	1	3	1	6	6	5	10	5	1	12	6
	心臓及び循環器	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0
	腹部及びヘルニア	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	外陰部及び四肢	2	4	0	7	5	1	1	5	2	3	4	0	6	3	1
	皮膚	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	眼科	0	3	0	2	2	1	3	3	0	1	0	0	2	1	0
	耳鼻	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0
その他		1	2	0	1	2	0	2	3	0	2	3	0	2	2	0

ウ 3歳児健康診査

母子保健法第 12 条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、3歳児健康診査を実施しています。

- (ア) 対象者: 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- (イ) 実施形態: 集団方式 福井市健康管理センター(年47回)
- (ロ) 健診内容: 問診、身体計測、内科・歯科診察、尿検査、視力検査・屈折検査、聴力検査、保健・栄養、歯科指導
- (エ) スタッフ: 医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士
- (オ) フォロー状況: 児の精神発達面や母の精神面・養育状況の気付きがある等のケースについて、幼児相談会や発達相談会、地区担当保健師、栄養士による電話・訪問などを実施。

表17 3歳児健康診査

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)			2,017	2,077	1,951	1,796	1,802
受診者数 (B)			1,941	1,992	1,883	1,717	1,761
受診率(%) (B)/(A)			96.2	95.9	96.5	95.6	97.7
指導 区分	異常なし		1,130	1,190	1,155	1,065	938
	要指導		252	182	149	125	160
	要精密健診		327	361	345	299	403
	要治療		86	130	99	126	126
	要訪問		146	129	135	102	134
肥満 度測 定	30%以上		11	5	4	2	1
	20～29%		20	33	20	19	23
	15～19%		62	63	54	60	46
	－14～14%		1,843	1,880	1,791	1,628	1,647
	－19～－15%		3	11	12	6	12
	－20%以下		1	0	2	0	0
尿 検 査	受診率(%)		90.2	89.4	88.2	87.6	89.2
	蛋 白	＋－	455	519	462	417	451
		＋	19	18	18	15	16
		＋＋	2	0	0	0	0
	糖	＋－	10	9	9	3	4
		＋	1	2	0	1	2
		＋＋	1	0	1	0	0
疾病および異常(要経過観察含む：1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)		811	802	728	652	823
	率(%) (C)/(B)		41.8	40.9	38.7	38.0	46.7
	総数		1,222	1,099	1,248	965	1,499
	栄養・発 育の異 常	やせ	6	6	5	5	11
		肥満	21	29	34	41	54
		低身長	13	11	20	8	21
		その他	0	2	0	0	2
	形 態 異 常	停留睾丸	5	2	5	7	7
		外・内反足	2	1	2	2	1
		O・X脚	3	5	4	1	4
		その他	15	20	11	12	18
	皮膚の 異常	湿疹	10	12	11	6	13
		アトピー性皮膚炎	9	6	8	12	16
		その他	17	13	8	3	19
	胸 腹 部 異 常	心疾患	13	14	10	14	12
		呼吸器系疾患	3	5	5	3	9
		消化器系疾患	2	2	0	3	3
		造血器系疾患	0	3	1	0	0
		内分泌系疾患	0	1	1	2	1
		泌尿器系疾患	88	81	92	66	106
耳鼻の異常		23	15	11	17	23	
眼の異常		372	336	492	411	578	

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
疾病および異常（要経過観察含む） 1人2種以上を含む	筋緊張の異常		0	0	0	1	3
	発達の異常	多動	151	131	126	93	125
		その他	234	213	183	195	276
	言葉の異常	言葉遅れ	68	78	55	63	49
		発音異常	38	42	54	39	66
		その他	21	25	44	25	31
	その他	てんかん	1	1	1	2	2
		ダウン症候群	4	4	1	4	1
		気になる行動	50	10	10	3	8
		育児の心配	4	5	11	4	2
		養育について	49	26	6	33	28
		その他	0	0	0	7	10

※ 平成 29 年度から目の屈折検査を導入。

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月から健診を中止し、令和 2 年 9 月から再開。対象年齢を 3 歳 1 か月児から 3 歳 7 か月児に変更。

表18 3歳児歯科健康診査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
該当者数 (A)		2,017	2,077	1,951	1,796	1,802
受診者数 (B)		1,941	1,992	1,880	1,715	1,757
受診率(%) (B)/(A)		96.2	95.9	96.4	95.5	97.5
判定	正常	1,633	1,660	1,659	1,541	1,593
	要指導	55	99	26	3	1
	要治療	253	229	195	171	163
	要精検	0	4	0	0	0
虫歯のある幼児数 (C)		244	235	216	197	163
同率(%) (C)/(B)		12.6	11.8	11.5	11.5	9.3
1人当りの虫歯の数		2.5	2.7	3.0	2.3	2.4
その他の所見	反対咬合	124	115	118	97	103
	上顎突出	55	68	42	51	70
	口唇口蓋列	4	2	1	0	1
	開咬	34	38	32	37	42

表19 3歳児精密健康診査

(件)

		3年度			4年度			5年度			6年度			7年度		
区 分		異常なし	経過観察	要医療	異常なし	異常なし	経過観察	要医療	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療
受診者延件数		280			326			324			301			374		

		3年度			4年度			5年度			6年度			7年度		
区 分		異常なし	経過観察	要医療	異常なし	異常なし	経過観察	要医療	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療
検査内容	行動発達 言語発達	0	9	11	0	4	10	0	14	10	0	9	8	0	10	6
	心臓及び 循環器	4	1	0	3	2	0	1	1	1	3	0	0	1	0	0
	腹部及び ヘルニア	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	外陰部 及び四肢	1	3	0	6	2	0	0	0	1	2	2	2	3	4	0
	皮膚	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	眼科	26	140	57	34	96	143	39	152	80	27	148	77	35	220	73
	耳鼻	1	2	2	0	2	1	3	0	0	3	2	2	1	1	0
	その他	8	15	0	3	17	1	6	7	0	6	9	1	6	11	1

※ 平成 29 年度より、3 歳児健診に目の屈折検査を導入。屈折異常が疑われる場合は精密健診の受診を勧奨

(7)母子訪問指導事業

母子保健法第 10 条、第 11 条及び第 17 条、並びに第 19 条に基づき妊産婦・新生児訪問指導及び未熟児訪問指導を実施しています。

表20 母子訪問指導事業

(件)

	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話
妊産婦	1,363	656	1,309	622	1,428	1,727	1,418	2,188	1,697	2,441
新生児	36	56	31	57	58	29	46	28	29	23
未熟児	110	25	73	8	28	3	22	5	14	5
乳 児	1,777	540	1,628	502	1,671	391	1,549	421	1,644	330
幼 児	56	933	33	610	46	345	83	473	98	759
その他	9	60	3	41	6	114	23	92	40	165
合 計	3,351	2,270	3,077	1,840	3,237	2,609	3,141	3,207	3,522	3,723

※ 平成 21 年度より「新生児」は生後1か月未満、「乳児」は生後1か月以上1歳未満の児

※ 平成 25 年度から未熟児の訪問指導が母子保健法の改正により、福井県から福井市へ移譲された
「新生児」「乳児」は、「未熟児」を除く訪問件数

表21 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(人)	1,854	1,767	1,681	1,622	1,544
訪問実人数(人)	1,844	1,760	1,681	1,622	1,538
来所面談(人)	10	7	0	0	6
訪問・面談率(%)	100	100	100	100	100

(8)教育・相談事業

母子保健法第9条、10条に基づき、母子の健康の保持増進のため、妊娠、出産育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、必要な保健指導を行うため、母子保健に関する健康教室や健康相談を実施しています。

表22 プレママ教室

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	6	9	12	12	12
参加者数(組)	99	162	213	209	193

表23 パパママ教室

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	4	—	—	—	—
参加者数(組)	204	—	—	—	—

※ 令和4年度よりパパママ教室はプレママ教室に統合

表24 助産師ママくらぶ

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	36	36	34	37	37
参加者数(組)	557	567	635	477	510

表25 助産師相談

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	14	12	12	12	11
個別相談(件)	27	22	20	20	18

表26 カウンセラー相談

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	22	12	17	—	—
個別相談(件)	32	21	26	—	—

表27 にこにこ相談会

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)		12	10	12	12	12
来所者数(組)		385	290	357	545	452
内訳 (人)	乳児	301	212	307	485	370
	幼児	84	78	44	57	82
	妊婦	—	—	6	3	0
保健相談(件)		182	150	209	302	260
栄養相談(件)		121	92	94	133	73

※ 令和5年度より、名称を「にこにこ子育て相談会」から「にこにこ相談会」に変更。また、対象に妊婦を追加

表28 ふくっこもくもく広場

		6年度	7年度
実施回数(回)		19	13
来所者数(組)		228	231
内訳 (人)	乳児	158	136
	幼児	70	95

表29 離乳食教室

	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
該当者数(組)	1,901		1,845		1,718		1,650		-	
回数(回)	24	12	24	12	24	12	24	12	24	12
参加者数(人)	576	453	585	452	600	453	599	424	462	289
参加率(%)	30.8	25.0	31.7	24.5	34.9	25.5	36.3	25.6	-	-

※1回目:5か月児対象 2回目:7か月児対象

※令和7年度は、1回目は5か月児対象、2回目は7か月～1歳3か月児を対象とした。

表30 幼児相談会(2歳児・3歳児) (1.6歳児健康診査後のフォロー教室)

		2年度	3年度	4年度
実施回数(回)		10	13	5
参加者数(人)		153	221	81
結果 (人)	異常なし	19	17	11
	経過観察	110	163	47
	他機関紹介	24	41	23

表31 幼児相談会(4歳児) (3歳児健康診査後のフォロー教室)

		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
		3歳 6か月	発達	3歳 6か月※1	発達※2	4歳	発達	4歳	発達
実施回数(回)		11		12		12		5	29
参加者数(人)		132	28	70	54	92	61	39	101
結果 (人)	異常なし	27	4	18	8	24	15	11	18
	経過観察	41	10	7	7	47	20	19	34
	他機関紹介	64	14	45	39	21	26	9	49

※13歳6か月児相談会 ※2発達相談会 併せて「幼児相談会」として開催

表32 幼児相談会・発達相談会

	令和5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	24	24	26
参加者実人数(人)	168	162	159
参加者延人数(人)	171	165	161

※ 令和5年度より、幼児相談会(2・3・4歳児)と発達相談会を統合し、同日に事業を実施

※ 令和7年度より、「幼児相談・発達相談会」→「発達相談会」に名称変更

表33 親と子の遊びの教室「きらきら教室」

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
きらきら 教室	回数(回)	12	3	14	14	11
	参加実人数	18	9	40	33	30
	参加延人数	73	15	105	118	120

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として令和2年3月から中止し令和2年7月に再開。その後、令和4年7月から再び中止。中止期間中は言語聴覚士等の専門職が個別相談にて助言指導を実施。

表34 こども家庭センター教室及び相談

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
こども家庭センター教室	回数(回)	5	3	3	3	3
	参加者数(人)	138	70	117	133	128
地区教室地区相談会	回数(回)	9	3	3	7	10
	参加者数(人)	65	11	9	39	79
こども家庭センター個別相談	電話件数(件)	409	300	434	348	252
	来所件数(件)	537	769	810	673	608

(9)口腔衛生啓発活動事業

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において歯科衛生士等による個別指導を実施しています。また0歳から1歳ごろまでを対象とした親子歯の教室を実施しています。

表35 1歳6か月児歯の教室

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
教室回数(回)	36	39	36	36	36
受診者数(人)	1,894	1,798	1,796	1,722	1,625
参加者数(人)	1,200	990	1,006	915	798

表36 3歳児歯の教室

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
教室回数(回)	48	53	48	48	48
受診者数(人)	1,941	1,992	1,880	1,715	1,757
参加者数(人)	1,595	1,417	1,253	1,025	1,221

表37 親子歯の教室

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
教室回数(回)	5	3	3	4	4
参加組数(組)	102	73	103	138	143

※令和4年度より「0さいからの歯みがき教室」として講演会を実施

(10)ふくっこ応援事業

令和5年1月から伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月時の支援、赤ちゃん訪問時の面談を通して、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型

相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施しています。

ア 伴走型支援

(7) 対 象: 福井市に住所を有する妊婦、出生した児を養育する者

(1) 実施方法: 来所、訪問等の面談、電話

(9) 実施内容: 妊娠時面談、妊娠 8 か月時の電話、アンケート・希望者への面談
赤ちゃん訪問時面談

イ 出産・子育て応援給付金

支給対象者: 出産応援ギフト(妊娠時)、子育て応援ギフト(出生時)

表38 出産・子育て応援給付金給付数 (件)

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト (事業開始前遡及分)	子育て応援ギフト
4年度	1,922	1,376	86
5年度	2,547	4	1,647
6年度	1,703	0	1,629
7年度	0	0	384

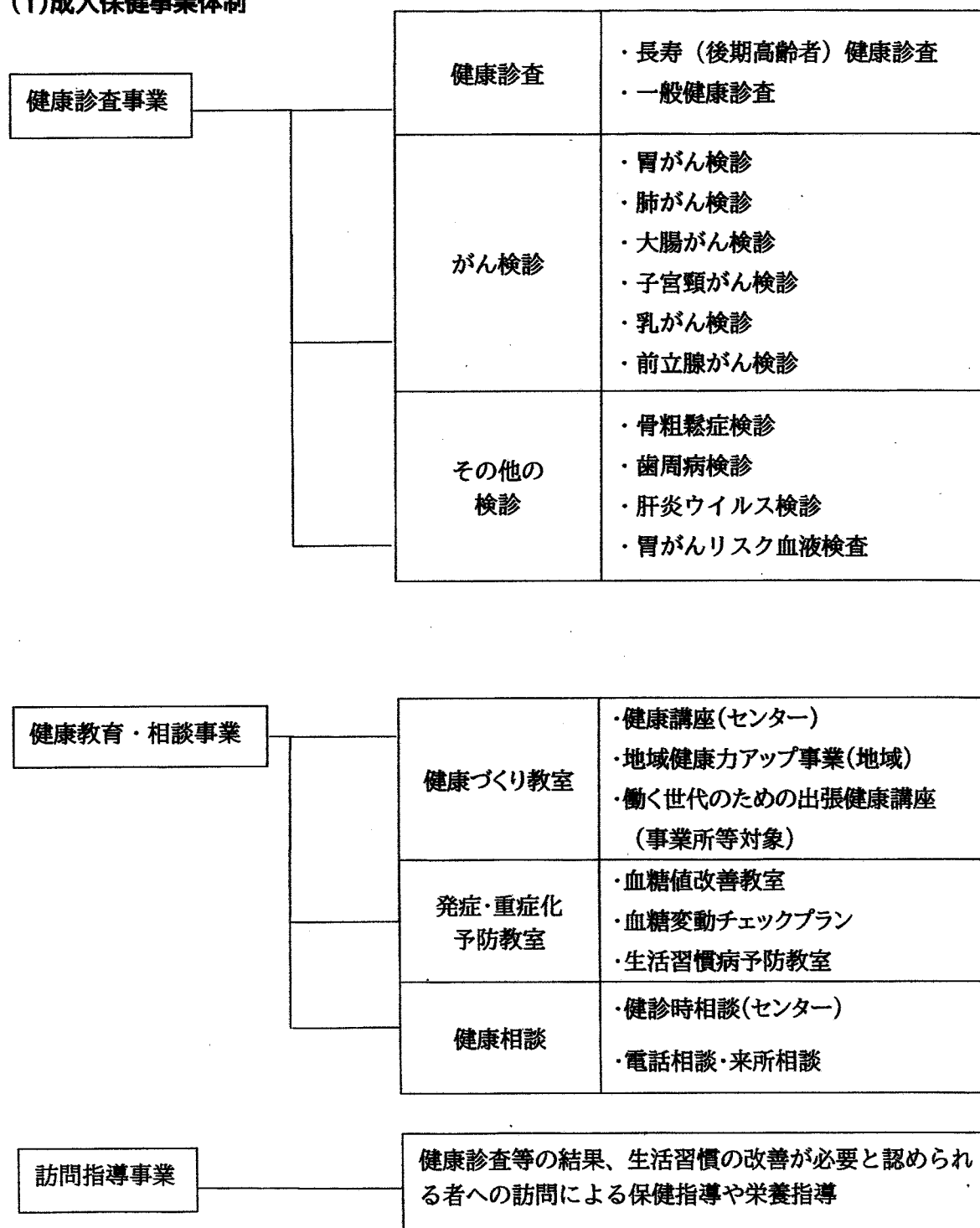
表39 妊婦のための支援給付数 (件)

	1回目支給		2回目支給	
		うち流産・死産		うち流産・死産
7年度	1,651	99	1,270	129

※令和7年度より、法改正に伴い、「妊婦のための給付」が制度化された。

3 成人保健に関すること

(1)成人保健事業体制



(2)事業体系

- 【事業目標】 1 糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化を予防し、人工透析への移行を防止する。
2 市民が健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の定着に繋がるよう支援する。



《関係法令》健康増進法第17条、第19条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項
《関係計画》健康日本21(第三次)、第5次元気な福井の健康づくり応援計画、
健康ふくふくプラン21(第3次福井市健康増進計画)、第八次福井市総合計画

(3)特定健康診査以外の健康診査

ア 長寿(後期高齢者)健康診査

平成 20 年 4 月施行「高齢者の医療の確保に関する法律」では、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずることとしています。これに基づき、後期高齢者の健診については、広域連合の努力義務とされました。福井県後期高齢者医療広域連合の補助をうけ、後期高齢者医療の被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下防止を目的として、健康診査を実施しています。

表40 長寿(後期高齢者)健康診査 (人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)	36,299	36,653	37,833	39,293	40,422
受診者数(B)	4,936	5,785	6,390	6,909	7,335
受診率(%) (B)/(A)	13.6	15.8	16.9	17.6	18.2
内 訳					
集団健診	1,767	2,057	2,349	2,516	2,615
医療機関健診	3,169	3,728	4,041	4,393	4,720

※ 事業主体：(医療保険者)福井県後期高齢者医療広域連合。平成29年度から、入院入所者を除く。

イ 一般健康診査

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として「健康増進事業実施要領」に定められている、健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号に規定する者に対し、生活習慣病に着目した健康診査を実施しています。

表41 生活保護受給者の健康診査 (人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)	1,995	2,133	2,275	2,110	2,056
受診者数(B)	183	162	158	149	143
受診率(%) (B)/(A)	9.2	7.6	6.9	7.1	7.0
内 訳					
集団健診	36	27	35	26	24
医療機関健診	147	135	123	123	119

(4)がん検診

健康増進法第 19 条の 2、および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条第 2 項に基づき、がんの死亡者の減少を実現するため、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で定められている胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの検診を実施しています。

・各がん検診の受診率等の考え方について

平成 21 年度から、受診率は国勢調査を基に算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算定。(人間ドックは含まない)

各表中の※1～3 について(共通)

※1 未受診:要精密検査であったが精密検査を受けなかったことが判明している者

※2 未把握:精密検査の受診の有無が不明な者及び精密検査結果が正確に判明しなかった者

※3 受診率(胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診)

: (前年度受診者総数 + 当該年度受診者総数 - 2 年連続受診者数) ÷ 当該年度の対象者数 × 100

ア 胃がん検診

(ア) 対 象:40 歳以上

(イ) 検診項目:問診、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

※平成 28 年度から、胃がん検診に内視鏡検査(50～74 歳)を追加し、選択可能としている

※令和 3 年度から、40～49 歳で障がい等により胃部エックス線検査が困難な場合、胃内視鏡検査を実施(市独自事業)

(ウ) 検診間隔:2 年に 1 回

(エ) 指針改正:H28 年度から、検査項目は、胃部エックス線又は胃内視鏡検査のいずれかとする。
胃内視鏡検査の対象者は 50 歳以上の者を対象とする。ただし胃部エックス線については当分の間 40 歳以上を対象として差し支えない。

表42 胃がん検診

(人)

				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)				73,626	70,691	70,691	70,691	70,691
受診者数	40 歳以上			3,995	4,197	3,883	4,058	4,257
	39 歳以下			1	2	2	1	1
	総数(B)			3,996	4,199	3,885	4,059	4,258
	内 訳	集団検診		2,001	2,028	1,716	1,932	1,434
		医 療 機 関 検 診	エックス線検査	302	368	356	323	416
			内視鏡検査	1,693	1,803	1,813	1,804	2,408
受診率(%)※3				10.8	11.6	11.4	11.2	11.8
要精密検査者数(C)				282	295	257	261	265
要精密検査率(%) (C)/(B)				7.1	7.0	6.6	6.4	6.3
精密検査内訳	異常認めず			18	32	17	17	
	がんであった者			7	10	14	10	
	がんの疑いのある者			2	2	0	2	

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
精密検査内訳	がん以外の疾患の者	185	183	187	188	
	未受診 ※1	0	5	8	9	
	未把握 ※2	70	63	31	35	
40歳代の障がい等による内視鏡検査		2	0	0	0	0

イ 子宮頸がん検診

(ア) 対象: 20歳以上の女性(妊婦健診を含む)

(イ) 検診項目: 問診、視診、内診、細胞診

(ウ) 検診間隔: 2年に1回

表43 子宮頸がん検診

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数			52,721	49,750	49,750	49,750	49,750
受診者数	20 歳以上(A)		9,175	8,561	8,645	8,858	8,748
	19 歳以下(B)		0	0	0	0	0
	妊婦 健診 ※4	20 歳以上	1,732	1,783	1,561	1,505	1,482
		19 歳以下	12	9	9	7	5
	総数		10,919	10,353	10,215	10,370	10,235
	内 訳	集団検診	2,160	2,007	2,133	2,161	1,975
		医療機関検診<妊婦含む>	8,759	8,346	8,082	8,209	8,260
(再掲)重複受診者 ※5			493	545	460	490	510
受診率(%)※3			39.1	41.7	40.4	40.1	40.4
要精密検査者数<妊婦除く>(C)			164	159	169	122	145
要精密検査率(%) (C)/{(A)+(B)}			1.8	1.9	2.0	1.4	1.7
精 密 検 査 内 訳	異常認めず		40	45	53	30	
	がんであった者		1	2	1	0	
	異形成であった者(前がん病変含む)		63	69	77	58	
	がんの疑いのある者		0	0	0	0	
	がん及び異形成以外の疾患の者		16	30	17	19	
	未受診※1		0	0	2	0	
	未把握※2		44	13	19	15	

※4 子宮頸がん検診における妊婦健診の数は、同一年度に子宮頸がん検診を受診した者を除く

※5 子宮頸がん検診を受診した者のうち、前年度中にも子宮頸がん検診を受診している者を計上

ウ 肺がん検診

(7) 対 象:40 歳以上

(イ) 検診項目:質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診

65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 53 条の 2 第 3 項に規定する結核に係る定期の健康診断を兼ねる。

(ウ) 検診間隔:1 年に 1 回

表44 胸部エックス線検査

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)			73,626	70,691	70,691	70,691	70,691
受診者数	40 歳以上		11,727	11,698	11,683	12,106	12,854
	39 歳以下		18	34	20	21	16
	総数(B)		11,745	11,732	11,703	12,127	12,870
	内 訳	集団検診	6,289	5,802	5,640	5,548	5,702
		医療機関検診	5,456	5,930	6,063	6,579	7,168
受診率(%) (B)/(A)			16.0	16.6	16.6	17.2	18.2
要精密検査者数(C)			593	520	490	472	513
要精密検査率(%) (C)/(B)			5.0	4.4	4.2	3.9	4.0
精密検査内訳	異常認めず		189	147	159	160	
	がんであった者		7	2	7	11	
	がんの疑いのある者		19	20	18	21	
	がん以外の疾患の者		148	151	163	156	
	判定不明		0	0	0	0	
	未受診※1		0	15	37	7	
	未把握※2		230	185	106	117	

表45 喀痰細胞診

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)			73,626	70,691	70,691	70,691	70,691
受診者数	40 歳以上 ※R1 から 50 歳以上(B)		79	86	48	36	41
	内 訳	集団検診	53	52	27	18	20
		医療機関検診	26	34	21	18	21
受診率(%) (B)/(A)			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
要精密検査者数(C)			0	0	0	0	0
要精密検査率(%) (C)/(B)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
精密検査内訳	異常認めず	0	0	0	0	0
	がんであった者	0	0	0	0	0
	がんの疑いのある者	0	0	0	0	0
	がん以外の疾患の者	0	0	0	0	0
	未受診※1	0	0	0	0	0
	未把握※2	0	0	0	0	0

エ 乳がん検診

(7) 対 象:40 歳以上の女性

(イ) 検診項目:質問(問診)、エックス線検査(マンモグラフィー)

(ウ) 検診間隔:2 年に 1 回

表46 乳がん検診

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数			46,084	43,924	43,924	43,924	43,924
受診者数	40 歳以上		7,004	6,661	6,783	7,166	7,308
	39 歳以下		0	0	0	0	0
	総数(A)		7,004	6,661	6,783	7,166	7,308
	内訳	集団検診	2,753	2,489	2,531	2,557	2,492
		医療機関検診	4,251	4,172	4,252	4,609	4,816
(再掲)重複受診者 ＜無料クーポン対象＞			107	92	89	115	112
受診率(%)※3			28.1	30.9	30.4	31.5	32.7
要精密検査者数(B)			468	399	436	410	453
要精密検査率(%) (B)/(A)			6.7	6.0	6.4	5.7	6.2
精密検査内訳	異常認めず		196	161	186	166	
	がんであった者		26	26	24	32	
	がんの疑いのある者		0	0	0	0	
	がん以外の疾患の者		204	172	179	194	
	未受診※1		0	3	1	4	
	未把握※2		42	37	46	14	

オ 大腸がん検診

(7) 対 象:40 歳以上

(イ) 検診項目:問診及び免疫学的便潜血反応検査

(ウ) 検診間隔:1 年に 1 回

表47 大腸がん検診

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数 (A)			73,626	70,691	70,691	70,691	70,691
受診者数	40 歳以上		12,984	13,177	13,742	14,031	15,746
	39 歳以下		16	34	10	16	9
	総数(B)		13,000	13,211	13,752	14,047	15,755
	内訳	集団検診	7,203	7,107	7,650	7,773	8,847
医療機関検診		5,797	6,104	6,102	6,274	6,908	
受診率(%) (B)/(A)			17.7	18.7	19.5	19.9	22.3
要精密検査者数(C)			602	602	617	669	765
要精密検査率(%) (C)/(B)			4.6	4.6	4.5	4.8	4.9
精密検査内訳	異常認めず		72	53	53	59	
	がんであった者		30	27	22	45	
	がんの疑いのある者		0	1	0	2	
	がん以外の疾患の者		294	332	365	405	
	未受診※1		0	49	52	37	
	未把握※2		206	140	125	121	

(5)骨粗鬆症検診

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 および「健康増進事業実施要領」に基づき、骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的に実施しています。

表48 骨粗鬆症検診

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診者数		874	965	900	959	1,158
検診結果	異常なし	683	768	652	668	876
	要指導	139	155	115	133	157
	要医療	52	42	133	158	125

※ 平成 28 年度から、対象者は 40～70 歳までの 5 歳刻みの節目年齢の女性に変更

※ 令和元年度から、対象者は 45～60 歳までの 5 歳刻みの節目年齢の女性に変更

(6)歯周病検診・歯科健診

ア 歯周病検診

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、「健康増進事業実施要領」に定められている補助対象年齢の 20、30、40、50、60、70 歳に対し、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に歯周病検診を実施しています。

表49 歯周病検診

(人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)	15,941	15,955	16,076	18,285	17,540
受診者数(B)	2,061	1,941	1,828	1,982	1,889

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診率(%) (B)/(A)		12.9	12.2	11.4	10.8	10.8
検診結果	異常なし	211	231	228	294	280
	要指導	132	128	99	148	204
	要精検	1,718	1,582	1,501	1,540	1,405

※ 平成 21 年度から、対象者は 40・50・60・70 歳の節目年齢に実施。平成 28 年度より、30 歳(市独自)を追加した。令和 6 年度から健康増進法にて 20、30 歳が追加となった。

※ 令和 8 年度健康増進法に基づく健康増進事業の実施要領一部改正に伴い「歯周疾患検診」を「歯周病検診」へ変更した。

(7) 肝炎ウイルス検診

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 および「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的に実施しています。

表 50 肝炎ウイルス検診

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診者数			2,743	2,483	2,290	2,542	2,390
内 訳	集団検診		770	620	547	756	811
	医療機関検診		1,973	1,863	1,743	1,786	1,579
判 定 結 果	C 型 内 訳	①(陽性)	7	1	4	3	2
		②(陽性)	0	3	0	3	0
		③(陰性)	22	14	13	16	16
		④(陰性)	2,714	2,465	2,273	2,520	2,372
	内 訳 B 型	陽性	19	14	10	20	6
		陰性	2,724	2,469	2,280	2,522	2,384

※ 平成 25 年度から、肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正により、C 型肝炎ウイルス検査の判定結果区分が変更となる

(8) 前立腺がん検診

平成 14 年度から財団法人前立腺研究財団が全国的に実施した広域研究に協力し、本市では平成 15 年度から前立腺がん検診と精検未受診者調査を開始しました。この広域研究は平成 17 年度に終了したため、それ以降、市単独事業で実施しています。但し、精検未受診調査は平成 27 年度で終了しました。

(ア) 対象: 50 歳以上の男性

(イ) 検診項目: 問診、PSA 検査

(ウ) 検診間隔: 1 年に 1 回

表 51 前立腺がん検診

(人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(A)	25,641	24,569	24,569	24,569	24,569

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診者	集団検診	1,857	3,191	1,826	1,895	1,855
	医療機関検診	2,914	1,848	3,266	3,369	3,611
	総数(B)	4,771	5,039	5,092	5,264	5,466
受診率(%) (B)/(A)		18.6	20.5	20.7	21.4	22.3
要精密検査(C)		491	541	487	551	576
要精密検査率(%) (C)/(B)		10.3	10.7	9.6	10.4	10.5

(9)胃がんリスク血液検査

胃がんの原因とされるヘリコバクター・ピロリ(ピロリ菌)感染の有無とペプシノゲンの量で胃の粘膜の萎縮度を血液で調べ、胃がんになりやすいか否かの危険度を分類する検査です。胃がん予防・早期発見・早期治療につなげることを目的に、平成28年度から県補助を受け40～69歳を対象に導入しました。

表52 胃がんリスク血液検査

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診者数		1,207	1,019	1,018	1,014	1,007
内訳	集団検診	503	395	311	398	402
	医療機関検診	704	624	707	616	605
判定結果	A群(超低リスク)	903	753	715	801	785
	B群(低リスク)	211	187	221	158	182
	C群(中リスク)	78	70	68	47	33
	D群(高リスク)	15	9	14	8	7

A群 ピロリ菌(-)胃粘膜萎縮(-) B群 ピロリ菌(+)胃粘膜萎縮(-)
C群 ピロリ菌(+)胃粘膜萎縮(+) D群 ピロリ菌(-)

(10)健康手帳

健康手帳とは、健康増進法第17条第1項に基づき、自身の健康管理と適切な医療の確保のために必要な事項を記載できる手帳で、希望者に交付しています。

表53 健康手帳

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
(ア)健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業対象者	40歳～74歳	0	0	0	0	0
	75歳以上	0	0	0	0	0
(ア)以外の者		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

※ 平成29年度から、希望者に対し厚生労働省ホームページからのダウンロードしたものを交付

(11)健康教育

健康増進法第17条第1項、第19条の2に基づき、生活習慣病予防及び健康増進に資することを目的とし、健康教室、講演会、学習会等を開催しています。

表54 健康教育

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般	開催回数(回)	131	75	172	182	190
	参加者数(人)	2,527	1,062	3,666	5,657	6,220
歯周疾患	開催回数(回)	2	0	1	1	4
	参加者数(人)	32	0	24	18	96
ロコモティブ シンドローム	開催回数(回)	0	0	0	0	0
	参加者数(人)	0	0	0	0	0
慢性閉塞性肺 疾患(COPD)	開催回数(回)	0	0	0	1	0
	参加者数(人)	0	0	0	5	0
病態別	開催回数(回)	20	8	12	17	15
	参加者数(人)	417	208	330	413	408
薬	開催回数(回)	0	0	2	0	0
	参加者数(人)	0	0	20	0	0
合計	開催回数(回)	153	83	187	201	209
	参加者数(人)	2,976	1,270	4,040	6,093	6,724

表55 「ふくふく健康 101」「元気体操 21」

(人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ふくふく健康101	1,102	173	1,411	2,249	1,319
元気体操21	2,011	1,806	2,105	1,832	1,851

※「ふくふく健康 101」

令和 6 年度からこれまでの「ずっと健康101」に減塩の普及を加えた「ふくふく健康 101」に変更。健康教室やイベントにおいて、プラス 10 分の運動と減塩プラス 1 皿の野菜で健康寿命を伸ばすことを普及啓発
平成 28 年度からは、ベジ・ファースト(食事の最初に野菜から食べること)を併せて普及啓発

※「元気体操 21」

市が考案した生活習慣病予防のための体操で、上記は普及啓発した人数

(12)主体的な健康づくりの支援

健康増進法第 17 条第 1 項、第 19 条の 2 に基づき、生活習慣病の発症を予防するため、主体的な健康づくりに取組み、継続することができるよう、健康に関する情報の発信を行うとともに、健康101チャレンジシートを配布しています。

また、令和 6 年 9 月より、「スマホ de 健康ポイント」事業を開始し、スマートフォンアプリでも参加できるようにしました。健康づくりの取組みや健診・がん検診の受診でポイントを加算し、一定ポイント以上獲得した方を対象に抽選で賞品を提供しています。

表56 取組実績

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
健康101チャレンジシート提出者数		1,230	350	1,003	346	105
スマホ de 健康 ポイント	アプリダウンロード者総数	—	—	—	4,262	6,467
	賞品応募者数	—	—	—	1,250	3,567

※ 令和 2 年度から、取組みの動機づけを強化するため、ポイント制とし、抽選で賞品の進呈を行った
賞品(無償提供)は、協賛企業を募り、確保した

(13)健康相談

健康増進法第17条第1項、第19条の2に基づき、市民が自ら健康づくりに取り組み生活習慣病を予防することができるよう、生活習慣の改善に必要な保健指導や健康相談を実施しています。

表57 健康相談

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
総合健康 相談	実施回数(回)		320	175	186	165	218
	被指導延人数(人)		1,046	372	567	465	4,656
重点健康 相談	糖尿病	実施回数(回)	0	0	0	0	0
		被指導延人数(人)	0	0	0	0	0
合計		実施回数(回)	320	175	186	165	218
		被指導延人数(人)	1,046	372	567	465	4,656

表58 相談内訳

(件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
血 圧	443	104	164	168	662
高脂血症	85	7	7	43	46
糖尿病	121	76	111	56	115
歯周疾患	3	1	0	2	3
骨粗鬆症	2	1	3	6	13
貧 血	1	5	1	3	3
心臓病	3	2	1	5	16
肝 臓	4	5	1	0	2
腎 臓	60	21	27	29	64
尿異常	14	4	9	13	87
体 重	21	5	13	26	52
精神疾患	2	2	1	4	16
その他	370	160	241	156	601
合 計	1,129	393	573	511	1,680

(14)訪問指導

健康増進法第17条第1項、第19条の2に基づき、保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対し、生活習慣病予防と健康の保持増進を図ることを目的として、訪問指導を実施しています。

表59 訪問指導

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実人数	健診結果異常者等	29	14	120	206	149
	その他	0	0	62※	7※	0
	合 計	29	14	182	213	149
延人数	健診結果異常者等	29	14	120	207	149

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
延人数	その他	0	0	62※	7※	0
	合 計	29	14	182	214	149

※能登半島地震二次避難者対応

(15)こころの健康づくり

ストレスの状況を自己診断できる契機として、集団健診会場で受診者全員にストレスチェック票を配布し、専門の相談機関へ紹介につなげています。

また、令和元年度より働く世代のための出張健康講座においても、ストレスチェック票を配布し、働く世代にも心の健康の啓発を行っています。

表60 ストレスチェック実施状況

(枚)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ストレスチェック票 配布枚数	9,225	9,267	9,252	10,248	9,589

4 感染症予防に関すること

(1) 定期予防接種

ア 定期予防接種 A類

表61 A類ワクチン接種状況

(人)

				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
5種混合 (百日せき、 ジフテリア、 破傷風、 急性灰白髄炎、 ヒブ感染症)	第1期 初回	1 回 目	対象数				1,581	1,526
			実施数				1,632	1,558
			率(%)				103.2	102.1
		2 回 目	対象数				1,581	1,526
			実施数				1,496	1,540
			率(%)				94.6	100.9
		3 回 目	対象数				1,581	1,526
			実施数				1,330	1,570
			率(%)				84.1	102.9
	第1期追加	対象数				1,677	1,583	
		実施数				546	1,492	
		率(%)				32.6	94.3	
4種混合 (百日せき、 ジフテリア、 破傷風、 急性灰白髄炎)	第1期 初回	1 回 目	対象数	1,835	1,746	1,665	—	—
			実施数	1,899	1,798	1,850	3	0
			率(%)	103.5	103.0	111.1	—	—
		2 回 目	対象数	1,835	1,746	1,665	—	—
			実施数	1,890	1,802	1,827	146	0
			率(%)	103.0	103.2	109.7	—	—
		3 回 目	対象数	1,835	1,746	1,665	—	—
			実施数	1,850	1,781	1,865	267	1
			率(%)	100.8	102.0	112.0	—	—
	第1期追加	対象数	1,840	1,840	1,761	—	—	
		実施数	1,854	1,653	1,658	1,411	332	
		率(%)	100.8	89.8	94.2	—	—	
2種(ジフテリア、 破傷風混合)	第2期	対象数	2,339	2,314	2,249	2,183	2,127	
		実施数	1,784	1,515	1,677	1,792	1,593	
		率(%)	76.3	65.5	74.6	82.1	74.9	
不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	第1期 初回	1 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	0	0	0	0	0
			率(%)	—	—	—	—	—
		2 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	0	0	0	0	0
			率(%)	—	—	—	—	—
		3 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	0	0	0	0	0
			率(%)	—	—	—	—	—
	第1期追加	対象数	—	—	—	—	—	
		実施数	0	0	0	0	0	

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	第1期追加		率(%)	—	—	—	—	
麻疹 風しん			対象数	1,942	1,835	1,786	1,733	1,624
			実施数	1,799	1,766	1,731	1,634	1,607
			率(%)	92.6	96.2	96.9	94.3	99.0
	2期		対象数	2,249	2,139	2,078	1,984	1,884
			実施数	2,103	1,925	1,959	1,872	1,743
			率(%)	93.5	90.0	94.3	94.4	92.5
日本脳炎	1期 初回	1回目	実施数	1,560	2,487	2,041	1,652	1,604
		2回目	実施数	1,649	2,264	2,063	1,678	1,595
	1期追加		実施数	688	2,521	2,290	2,136	1,624
	2期		実施数	1,050	3,570	3,325	2,995	2,030
BCG			対象数	1,835	1,746	1,665	1,581	1,526
			実施数	1,850	1,764	1,674	1,597	1,551
			率(%)	100.8	101.0	100.5	101.1	101.6
ヒブ	対象者数		1,835	1,746	1,665	—	—	
	1回目	実施数	1,900	1,769	1,714	2	0	
	2回目	実施数	1,903	1,773	1,697	139	0	
	3回目	実施数	1,879	1,789	1,676	261	0	
	追加	実施数	1,828	1,755	1,687	1,010	37	
小児用 肺炎球菌	対象者数		1,835	1,746	1,665	1,581	1,526	
	1回目	実施数	1,899	1,770	1,714	1,632	1,553	
	2回目	実施数	1,902	1,773	1,698	1,633	1,533	
	3回目	実施数	1,872	1,795	1,677	1,587	1,563	
	追加	実施数	1,762	1,754	1,681	1,627	1,622	
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマ ウイルス)	対象者数		—	16,407	17,463	18,594	18,579	
	1回目	実施数	514	1,179	1,939	3,787	723	
	2回目	実施数	445	957	1,343	3,604	1,129	
	3回目	実施数	342	572	1,186	2,718	944	
水痘	1回目	対象数	1,840	1,840	1,761	1,677	1,583	
		実施数	1,800	1,766	1,722	1,635	1,598	
		率(%)	97.8	96.0	97.8	97.5	100.9	
	2回目	対象数	1,931	1,828	1,820	1,745	1,667	
		実施数	1,748	1,518	1,565	1,469	1,412	
		率(%)	90.5	83.0	86.0	84.2	84.7	
B型肝炎	1回目	対象数	1,835	1,746	1,665	1,581	1,526	
		実施数	1,891	1,771	1,711	1,628	1,552	
		率(%)	103.1	101.4	102.8	103.0	101.7	
	2回目	対象数	1,835	1,746	1,665	1,581	1,526	
		実施数	1,898	1,776	1,693	1,636	1,535	
		率(%)	103.4	101.7	101.7	103.5	100.6	
	3回目	対象数	1,835	1,746	1,665	1,581	1,526	
		実施数	1,758	1,762	1,711	1,569	1,512	
		率(%)	95.8	100.9	102.8	99.2	99.1	

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ロタ ウイルス	対象者数		1,835	1,746	1,665	1,581	1,526
	1回目	実施数	1,890	1,760	1,699	1,621	1,543
	2回目	実施数	1,889	1,760	1,672	1,624	1,524
	3回目	実施数	857	835	801	704	751

- ※ 実施数が対象数を上回る者については、年度をまたがって受ける者がいるため
 ※ 日本脳炎は、特例対象者の接種履歴が把握できないため、対象数は不明である
 ※ ヒブワクチン、小児用肺炎球菌は、接種時の月齢によって接種回数異なるため、接種率は算出しない
 ※ 子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)は接種率については対象者の接種回数が不明なため算出不可

(7)対象者数について

- ・BCG・5種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルスの初回対象者数は、年度末時点における0歳児の数とし、5種混合の追加対象者数は年度末時点における1歳児の数とする。
- ・水痘の1回目対象者数は、年度末時点における1歳児の数とし、2回目対象者数は、年度末時点における2歳児の数とする。
- ・麻しん風しん1期の対象者は、当該年度の10月1日時点の1歳児の数、麻しん風しん2期の対象者は当該年度の4月1日の一斉通知者数。
- ・2種混合2期の対象者は年度末時点における11歳とする。
- ・子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)の対象者は、定期予防接種対象者(12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子)およびキャッチアップ事業対象者(年度末年齢17歳から27歳の対象者)の当該年度の10月1日時点の人口の合計。
- ・令和6年度より、5種混合が定期予防接種となったため、4種混合、ヒブの対象者数は不明。

(イ)ポリオ予防接種について

- ・平成24年9月1日より、単独不活化ポリオワクチン初回(3回)接種の導入に伴い、生ワクチンから不活化ワクチンに変更。
- ・平成24年10月23日より、単独不活化ポリオワクチン追加接種が導入。

(ウ)4種混合予防接種について

- ・平成24年11月1日より定期予防接種となる。
- (平成24年8月生まれ以降、原則4種混合に切替。)

(I)麻しん・風しん予防接種について

- ・平成18年6月の予防接種法施行令の改正により、麻しん・風しんは原則混合ワクチンによる2回接種
- ・平成20年2月の予防接種法施行令の改正により、平成20年度から5年間の時限措置で麻しん風しん3期、4期が追加。

1期:生後12月～24月に至るまでの間にある者	}	平成20年度～平成24年度 実施
2期:5歳以上7歳未満で就学前1年間の幼児		
3期:13歳相当(中学1年生相当)の者		
4期:18歳相当(高校3年生相当)の者		

(オ)日本脳炎予防接種について

- ・平成17年5月の国の勧告により、日本脳炎ワクチンの積極的勧奨を差し控える。
- ・平成17年7月の予防接種法関係省令の改正により、日本脳炎3期予防接種廃止。
- ・平成22年4月、国の通知により、3歳及び4歳児に第1期予防接種の積極的勧奨を再開。
- ・平成23年5月、予防接種法施行令の一部改正に伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日間で間に生まれた者)について、特例措置が設けられた。

- ・平成 25 年 4 月より、特例措置対象者に、平成 7 年 4 月 2 日から 5 月 31 日間での間に生まれた者が追加。
- ・平成 28 年度から、国の通知により、日本脳炎 2 期(9 歳児)の積極的接種勧奨を再開。
- ・令和 3 年 1 月厚生労働省より、日本脳炎ワクチン供給量不足とその対応協力について依頼通知あり。
- ・令和 3 年度は 2 期(9 歳対象)の予診票交付は、供給量が安定するまで中止することとし、接種対象者へは、1 期初回の 1 回目 2 回目を優先接種し、1 期追加、2 期の接種は、供給量が安定するまで延期するよう、ホームページ、窓口等で周知。
- ・令和 3 年 12 月 ワクチン供給が再開され、継続的な供給が見込まれる旨の通知あり。(厚生労働省健康局 健康課事務連絡 令和 3 年 12 月 10 日付「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について(更新情報)」)
- ・令和 4 年 3 月 令和 3 年度の発送を差し止めていた 2 期(9 歳児分)を一斉送付。

(カ)子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて

- ・平成 23 年 1 月 20 日から平成 25 年 3 月 31 日まで、国のワクチン接種緊急促進事業として、任意予防接種の位置付けで接種費用の助成を実施。国 45%、市 55%の公的負担。自己負担なし。
- ・平成 25 年度から、3 ワクチンとも定期予防接種になった。
- ・子宮頸がん予防ワクチンは、平成 25 年 6 月 14 日から、積極的接種勧奨の差し控えを実施。
- ・令和 2 年 9 月 接種対象者が疾患、ワクチンについて知り、積極的接種勧奨をしていないことを理解した上で接種するかを選択ができるよう、年度末時点で 16 歳に到達する女子を対象に、周知資料の個別通知を送付。令和 3 年度は年度末年齢 16 歳から 12 歳に対してワクチンに関する情報提供を個別通知。
- ・令和 3 年 11 月 令和 4 年度から子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の再開を決定。
- ・令和 5 年度より、子宮頸がん予防ワクチンに 9 価ワクチンが定期予防接種として追加された。
- ・令和 6 年度より、小児用肺炎球菌ワクチンに 15 価ワクチンが定期予防接種として追加された。また、10 月より、20 価ワクチンが追加され、13 価ワクチンが定期予防接種から除かれた。

(キ)水痘予防接種について

- ・平成 26 年 7 月の予防接種法施行令の改正により、平成 26 年 10 月 1 日より定期予防接種として開始となる。経過措置として、平成 26 年度に限り、3 歳・4 歳についても 1 回のみ対象となる。

(ク)BCGについて

- ・平成 25 年 3 月 31 日まで、BCG ワクチンの接種は生後 6 か月に至るまでに接種することとなっていたが、平成 25 年 4 月 1 日以降は生後 1 歳に至るまでの間に接種することと変更された。

(ケ)B型肝炎接種について

- ・平成 28 年 6 月の予防接種法施行令の改正により、平成 28 年 10 月 1 日より定期予防接種として開始。ただし、対象者は平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた者。

(コ)ロタウイルスワクチン接種について

- ・令和 2 年 6 月の予防接種法施行令の改正により、令和 2 年 10 月 1 日より定期予防接種として開始。ただし、対象者は令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた者。ワクチンは 2 種類あり、種類によって接種回数が異なる。

(サ)5種混合ワクチン接種について

- ・令和 6 年 3 月の予防接種法施行令の改正により、令和 6 年 4 月 1 日より定期予防接種として開始。

イ 定期予防接種B類

予防接種法に基づく定期予防接種のB類疾病。個人の発病又は重症化予防を目的とし、接種の努力義務はありません。

表62 B 類ワクチン接種状況

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
高齢者 インフルエンザ	対象数	77,550	77,471	77,426	77,489	77,591
	実施数	45,373	44,621	43,090	39,073	38,925
	率(%)	58.5	57.6	55.7	50.4	50.2
高齢者肺炎球菌	対象数	190	12,025	11,946	3,038	3,297
	実施数	2,544	2,183	2,427	649	866
	率(%)	23.1	18.2	20.3	21.4	26.3
新型コロナワクチン	対象数	—	—	—	78,089	78,243
	実施数	—	—	—	16,239	7,935
	率(%)	—	—	—	20.8	10.1
带状疱疹ワクチン	対象数					16,460
	実施数					4,135
	率(%)					25.1

(ア)インフルエンザ予防接種について

- ・平成 13 年 11 月の予防接種法施行令の改正により 65 歳以上の者及び 60～64 歳であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を対象に実施。

(イ)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

- ・平成 26 年 7 月の予防接種法施行令の改正により、平成 26 年 10 月 1 日より定期予防接種として開始。経過措置として、平成 26 年度から平成 30 年度までの間は、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者を対象とした。また、平成 26 年度のみ 101 歳以上となる者も対象。
- ・令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間、経過措置を延長した。
- ・令和 6 年度から対象者は当該年度に 65 歳になる者。

(ロ)新型コロナワクチン予防接種について

- ・令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月末まで、特例臨時接種として接種が進められてきたが、令和 6 年 4 月の予防接種法施行令の改正により、令和 6 年秋より B 類の定期予防接種となった。対象者は、65 歳以上の者及び 60～64 歳であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者。

(ハ)带状疱疹ワクチン予防接種について

- ・予防接種法の B 類疾病に位置づけられ、令和 7 年 4 月 1 日から定期接種を開始。
- ・対象者は、65 歳の者と 60～65 歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者。令和 7 年度～11 年度は、65 歳を超える者について、5 年間の経過措置として、5 歳年齢ごと(70、75、80、85、95、100 歳)を対象として実施する。100 歳以上の者については、定期接種開始初年度の令和 7 年度に限り全員を対象とする。

(2)風しんの追加的対策(予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しん第 5 期の定期接種)

- ・平成 30 年に風しんが流行したことから、予防接種を行っていなかった風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査を行い、抗体陰性者に風しん予防接種を実施する事業を令和 6 年度末をもって終了しましたが、ワクチンの供給状況等により接種対象期間内に接種できなかった者について、接種期間を 2 年間延長(令和 8 年度末まで)することになりました。
- ・対象者:昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性

表63 風しんの追加的対策抗体検査及びワクチン接種状況

(人)

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
風しんの追加的対策 抗体検査	対象数		24,673	23,532	22,493	21,464	
	実施数		1,632	737	778	477	
	内訳	対象※	378	203	196	121	
		非対象	1,254	534	582	356	
	実施率(%)		6.6	3.1	3.5	2.2	
風しんの追加的対策 風しん第5期	対象※数		378	203	196	121	292
	実施数		382	168	197	136	24
	率(%)		101.1	82.8	100.5	112.4	8.2

※ 3～6年度の第5期対象※数は、抗体検査の対象※

(3)任意予防接種の助成

・妊娠を希望する女性への風しんワクチン接種助成(市単独事業)

令和2年4月から、妊娠を希望する女性への風しん予防接種支援事業を実施。

(7) 対象者:福井市保健所の「風しん抗体検査事業」、妊婦健康診査または、※その他の健康診査における風しん抗体検査で抗体価が「低い」と判定され、風しんワクチンの予防接種を受けた者。※R5.8月より追加

(イ)助成額:接種費用(自己負担)の1/2を助成

(ウ)助成の上限額:麻しん風しん混合(MR)ワクチン 5,000 円、風しん単独ワクチン 3,000 円

表64 妊娠を希望する女性への風しん予防接種支援状況

(人)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
接種 ワクチン	麻しん風しん混合ワクチン	81	56	50	38	47
	風しん単独ワクチン	33	37	46	40	72

(4) その他の感染症予防に関すること

・一般住民胸部X線健診

65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 53 条の 2 第 3 項に規定する結核に係る定期の健康診断を兼ねています。

表65 胸部X線健診及び精密検査結果

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
対象者数(人)		40,054	40,249	36,441	36,963	69,991
受診者数(人)		8,283	8,600	8,870	9,234	9,594
受診率(%)		20.7	21.4	24.3	25.0	13.7
要精密検査(人)		483	439	483	443	430
要精密検査率(%)		5.8	5.1	5.4	4.8	4.9
精密検査受診者数(人)		290	320	195	282	—
結果	結核と判定された者(人)	0	0	1	0	

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、対象者は 65 歳以上

肺がん検診(X 線)受診者のうち、65 歳以上の結果を再掲。精密検査結果は翌々年に確定する。

※ 対象者数について、令和 6 年度までは 65 歳以上の人口から削除要件該当者を除いて推計していたが、令和 7 年度より複合受診券送付者数に変更。

5 その他の事業に関すること

(1) AED設置に関すること

・市有施設

非常時の一次救急を確保するため、市有施設にAEDを設置している。機器の設置、管理については施設所管課の責任の下、運用を行い、全体の使用状況等の把握については、健康管理センターで行っています。

・市内コンビニエンスストア

市民が安心して暮らせるまちづくりの一環として、いつでもAEDが使用できる環境を整備するため、24時間営業のコンビニエンスストアへAEDの設置を行っている。機器の設置、運用等は健康管理センターで行っています。

(2) 診療所（美山地区）に関すること

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治療を図ることを目的としています。

・関係条例：福井市診療所の設置及び管理に関する条例

福井市診療所の設置及び管理に関する条例施行規則

表66 美山地区診療所利用状況

診療所名	診療科		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
美山診療所	内科	回数(回)	20	22	19	23	22
		受診数(人)	10	1	0	0	0
	整形外科	回数(回)	36	24	26	27	26
		受診数(人)	127	98	69	41	40
下味見診療所	内科	回数(回)	20	23	22	20	19
		受診数(人)	6	34	29	32	37
上味見診療所	内科	回数(回)	20	23	22	20	19
		受診数(人)	57	119	115	96	84

(3) 献血推進出張状況

献血による血液事業の「国内自給の確保」と血液製剤の「安定供給」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、福井県赤十字血液センターが献血バス、出張採血等の会場で献血の受け入れを行っています。

表67 献血推進出張状況

			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般献血	日数(日) ※1		141.5	133.5	145.0	147.5	155.0
	献血者数(人)	200ml	311	273	319	394	447
		400ml	6,159	5,616	6,034	6,006	5,860
	採血量(ℓ) ※2		2,525.8	2,301.0	2,477.4	2,481.2	2,433.4

※1 日数は1日を1.0、半日を0.5とする ※2 200mlと400mlの合計採血量

令和8年6月

編集・発行 福井市福祉健康部 保健衛生局
健康管理センター

〒910-0853

福井市城東4丁目14番30号

TEL (0776) 28-1256

FAX (0776) 28-3747